

科目16

放課後児童クラブの運営管理と 運営主体の法令の遵守

科目16:放課後児童クラブの運営管理と運営主体の 法令遵守

ねらい

- 放課後児童クラブの運営管理の内容について理解している。
- 要望及び苦情への対応のあり方について理解している。
- 運営主体の人権の尊重と法令の遵守のあり方について理解している。

主な学習内容

- 放課後児童クラブの運営管理
- 利用内容等の説明責任と要望及び苦情への取り組み
- 運営内容の自己評価と公表
- 運営主体の人権の尊重と法令の遵守

- 1. 運営管理と運営主体の法令遵守の基本的理解**
- 2. 放課後児童クラブの運営管理の要点**
- 3. 利用内容等の説明責任**
- 4. 要望及び苦情への取組**
- 5. 運営内容の自己評価と公表、第三者評価**
- 6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守**

1. 運営管理と運営主体の 法令遵守の基本的理解

1. 運営管理と運営主体の法令遵守の基本的理解

◎この科目が設定された意味を理解する

- ①さまざまな形態で運営されてきた放課後児童クラブに初めて国の指針が示された。
- ②少人数で運営される放課後児童クラブが多く、放課後児童支援員も運営に関わることが多い。
- ③法令の遵守は運営主体と放課後児童支援員双方の努力によって可能である。



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目16

放課後児童クラブの運営管理と 運営主体の法令の遵守

1. 運営管理と運営主体の法令遵守の基本的理解
2. 放課後児童クラブの運営管理の要点
3. 利用内容等の説明責任
4. 要望及び苦情への取組
5. 運営内容の自己評価と公表、第三者評価
6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守

2. 放課後児童クラブの運営管理の要点

2. 放課後児童クラブの運営管理の要点

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなばならない。

1. 事業の目的及び運営の方針
2. 職員の職種、員数及び職務の内容
3. 開所している日及び時間
4. 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
5. 利用定員
6. 通常の事業の実施地域
7. 事業の利用に当たっての留意事項
8. 緊急時等における対応方法
9. 非常災害対策
10. 虐待の防止のための措置に関する事項
11. その他事業の運営に関する重要事項

2. 放課後児童クラブの運営管理の要点

放課後児童クラブ運営指針 第4章6労働環境整備

(1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

※労働基準法(昭和22年法律第49号)

(2) 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要である。

※労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(3) 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要である。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められる。

※労災保険(労働者災害補償保険)

2. 放課後児童クラブの運営管理の要点

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

放課後児童クラブ運営指針 第4章7 適正な会計管理及び情報公開

(1) 利用料等の徴収、管理及び執行に当たっては、定期的な検査や決算報告を行い、適正な会計管理を行うことが必要である。

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第75条第1項の規定に基づき、福祉サービスを利用しようとする者が適切かつ円滑にこれを利用できるように、社会福祉事業を運営する事業者には、事業の内容に関する情報の提供についての努力義務が課せられている。このため、放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について、保護者や地域社会に対して情報公開することが求められる。

2. 放課後児童クラブの運営管理の要点

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第八章 福祉サービスの適切な利用

第一節 情報の提供等

（情報の提供）

第七十五条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館.p142-146



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目16

放課後児童クラブの運営管理と 運営主体の法令の遵守

1. 運営管理と運営主体の法令遵守の基本的理解
2. 放課後児童クラブの運営管理の要点
3. 利用内容等の説明責任
4. 要望及び苦情への取組
5. 運営内容の自己評価と公表、第三者評価
6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守

3. 利用内容等の説明責任

3. 利用内容等の説明責任

放課後児童クラブ運営指針

第4章4 利用の開始等に関する留意事項

- (1) 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童クラブの利用の募集に当たり、適切な時期に様々な機会を活用して広く周知を図ることが必要である。その際には、利用に当たっての留意事項の明文化、入所承認の方法の公平性の担保等に努める必要がある。
- (2) 放課後児童クラブの利用を希望する保護者等に対しては、必要な情報を提供することが求められる。

3. 利用内容等の説明責任

<続き>

(3) 利用の開始に当たっては、説明会等を開催し、利用に際しての決まり等について説明することが求められる。

(4) 特に新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。

(5) 子どもが放課後児童クラブを退所する場合には、その子どもの生活の連続性や家庭の状況に配慮し、保護者等からの相談に応じて適切な支援への引き継ぎを行う。

参考資料

- ・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館.p134-139
- ・「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」(平成28年9月20日雇児総発0920第2号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目16

放課後児童クラブの運営管理と 運営主体の法令の遵守

1. 運営管理と運営主体の法令遵守の基本的理解
2. 放課後児童クラブの運営管理の要点
3. 利用内容等の説明責任
4. 要望及び苦情への取組
5. 運営内容の自己評価と公表、第三者評価
6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守

4. 要望及び苦情への取組

4. 要望及び苦情への取組

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

4. 要望及び苦情への取組

○運営適正化委員会

都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決することを目的として、運営適正化委員会を都道府県社会福祉協議会に置くことが、2000（平成12）年に社会福祉法に規定された。

4. 要望及び苦情への取組

放課後児童クラブ運営指針

第1章3(4)⑥

放課後児童クラブ及び放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

社会福祉法

第82条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

4. 要望及び苦情への取組

放課後児童クラブ運営指針

第7章2

- (1) 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、子どもや保護者等に周知する
- (2) 苦情対応については、市町村と放課後児童クラブの運営主体が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて子どもや保護者等にあらかじめ周知する。

4. 要望及び苦情への取組

苦情対応に関する役割分担

要望や
苦情

- ・ 子どもや保護者、地域住民からの要望や苦情
- ・ 苦情受付窓口の周知

苦情受
付窓口

- ・ 苦情**受付**責任者の設定
- ・ 放課後児童支援員等が担当する

解決へ
の取組

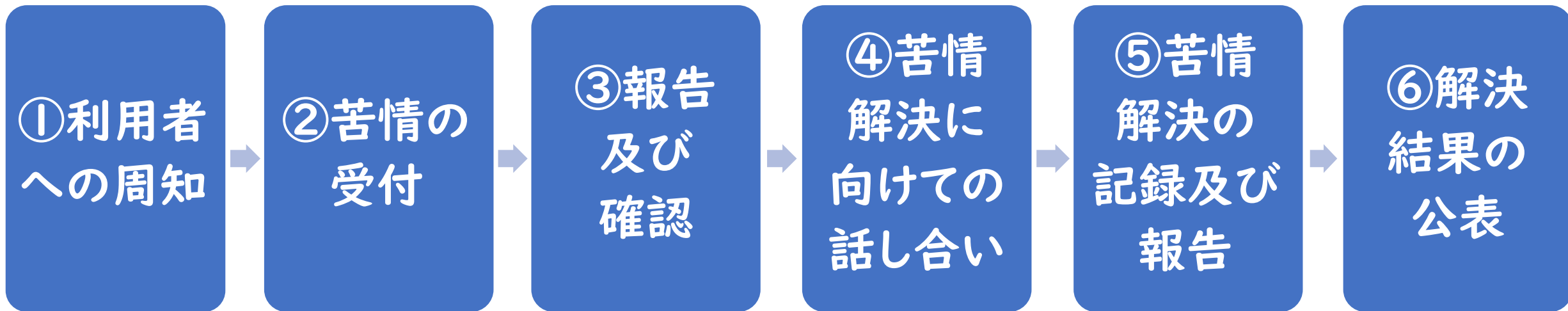
- ・ 苦情**解決**責任者の設定
- ・ 施設長や法人代表者等が担当する

第三者
委員

- ・ 解決に至らない場合、第三者委員に関わってもらう
- ・ 第三者委員の設置（外部の有識者等）

4. 要望及び苦情への取組

苦情対応の手順



4. 要望及び苦情への取組

放課後児童クラブ運営指針

第7章2

- (3) 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に誠意を持って対応する。
- (4) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

参考資料

- ・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館. p33. p193-197
- ・全国社会福祉協議会(2020)『「苦情受付・解決状況」2019年度 都道府県運営適正化委員会 実績報告概要』



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目16

放課後児童クラブの運営管理と 運営主体の法令の遵守

1. 運営管理と運営主体の法令遵守の基本的理解
2. 放課後児童クラブの運営管理の要点
3. 利用内容等の説明責任
4. 要望及び苦情への取組
5. 運営内容の自己評価と公表、第三者評価
6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守

5. 運営内容の自己評価と公表、 第三者評価

5. 運営内容の自己評価と公表、第三者評価

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

放課後児童クラブ運営指針 第7章3(3)

- 放課後児童クラブの運営主体は、その運営内容について自己評価を行い、その結果を公表するよう努める。評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められる。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かす。

5. 運営内容の自己評価と公表、第三者評価

◎自己評価の実施

- ・厚生労働省 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」において作成した「放課後児童クラブ自己チェックリスト」の活用
- ・全国社会福祉協議会が策定した第三者評価基準ガイドラインにもとづく「自己評価シート」の活用

◎自己評価の公表

ホームページや事業所で閲覧できるようにする

5. 運営内容の自己評価と公表、第三者評価

福祉サービス第三者評価基準（放課後児童クラブ版）について

- ・2021（令和3）年3月 第三者評価基準ガイドライン策定・通知
- ・各都道府県の第三者評価推進組織が認証する第三者評価機関などが評価

基準ガイドラインの構造

共通評価基準

全福祉施設等に共通の内容

- I 福祉サービスの基本方針と組織
- II 組織の運営管理
- III 適切な福祉サービスの実施



内容評価基準

放課後児童クラブ独自の内容

- A-1 育成支援
- A-2 保護者・学校との連携
- A-3 子どもの権利擁護

参考資料

○厚生労働省 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」
(実施主体:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)
成果物1/2/3<自己チェックリスト等>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163860_00003.html

○「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」
厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知(令和3年3月29日)
http://shakyo-hyouka.net/guideline/tsuuchi_20210329.pdf

○全国社会福祉協議会「福祉サービス第三者評価事業」ホームページ
放課後児童健全育成事業
<http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/>



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目16

放課後児童クラブの運営管理と 運営主体の法令の遵守

1. 運営管理と運営主体の法令遵守の基本的理解
2. 放課後児童クラブの運営管理の要点
3. 利用内容等の説明責任
4. 要望及び苦情への取組
5. 運営内容の自己評価と公表、第三者評価
6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守

6. 運営主体における人権の尊重と 法令の遵守

6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第5条 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

第11条 放課後児童健全育成事業者は利用者の国籍、信条または社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守

児童福祉法 (昭和22年法律第164号)

第33条10 この法律で、被措置児童等虐待とは、(略)施設職員等(略)が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童(以下「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為をいう。

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

身体的虐待

二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。

性的虐待

三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

ネグレクト

四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

心理的虐待

6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守

放課後児童クラブ運営指針

第1章3(4)

- ① 放課後児童クラブは、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して育成支援を行い、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する必要がある。

第4章5(2)

- 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行う。

6. 運営主体における人権の尊重と法令の遵守

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

◎個人情報 : 生きている個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの
 (個人情報保護法)

◎正当な理由の例 : 児童虐待の通告、要支援児童に関する情報提供 など

参考資料

・厚生労働省編(2021)『改訂版 放課後児童クラブ
運営指針解説書』フレーベル館



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。